

関西医科大学くずは病院
指定介護予防通所リハビリテーション
利 用 契 約 書

学校法人 関西医科大学

関西医科大学くずは病院
介護予防通所リハビリテーション
利用契約書

様（以下「利用者」という。）と学校法人 関西医科大学
（以下「事業者」という。）は、事業者が運営する関西医科大学くずは病院（以下「事業所」という。）から提供される指定介護予防通所リハビリテーションをうけ、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法の主旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約に対し、第 4 条及び第 5 条に定める指定通所リハビリテーションを提供します。

（契約の有効期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 30 日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更新されるものとし、以後も同様とします。3か月を超える期間サービスの利用の無い場合は、当事業所との契約を解除したものとみなします。

（指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護計画の作成・変更）

第3条

1. 事業者は、基本的に、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って利用者の個別の指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護計画（以下「個別サービス計画」という。）を作成するものとします。
2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合には、事業者は利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために事業所の可能な限り、必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、若しくは利用者およびその家族等の要請に応じて、個別サービス計画について変更の必要性があるかどうかを調査し、その結果、個別サービス計画の変更の必要があると事業所が認めた場合、個別サービス計画を変更するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションにおける介護保険給付対象

サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話、機能訓練及びリハビリテーションを提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条

1. 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額をこえる介護予防通所リハビリテーションを提供するものとします。
2. 前1項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
3. 事業者は第1項に定めるサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（契約期間）

第6条 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいいます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

（サービスの利用料金の支払い）

第7条

1. 利用者は要支援度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分とその他利用料を事業者に支払うものとします。但し、利用者が要支援認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額支払うものとします。（要支援認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます〔償還払い〕。）
2. 利用者は、サービス利用料金を重要事項説明書に定める期日に基づいて支払うものとします。
3. 利用者は、第1項から第2項に定めるサービス利用料金を、重要事項説明書に定める期日に基づいて事業者を支払うものとします。

（利用日の中止・変更・追加）

第8条

1. 基本的に利用者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止または変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は利用開始日または利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。
2. 利用者が、利用日または利用期日に利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料として、介護保険対象金額を除くサービスの利用料金の全額をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3. 事業者は、第 1 項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員の場合等により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条

1. 第 7 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第 3 章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条

1. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の心身の安全確保に配慮するものとします。
2. 事業者は、利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師または看護職員若しくは主治医または予め定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、利用者または他の利用者等の心身を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供について記録を作成し、それをサービス終了後2年間保管するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第11条

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定介護予防通所リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者またはその家族等に関する事項を正当な事由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3. 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携をはかるなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意

を得た上で、利用者または利用者の家族等の個人情報を開示することができるものとします。

第4章 利用者の義務

（利用者の施設利用上の注意義務）

第12条

1. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地を事業者及びサービス従事者の指示に従って利用するものとします。
2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または過失による滅失、損失、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者と協議を行い、事業者判断により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について、その責任の範囲において、賠償する責任を負います。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第14条 事業者が、自己の責に帰すべき事由のない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
4. 利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行

った行為に起因して損害が発生した場合。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第15条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・洪水等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対してすでに実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 6 章 契約の終了

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

第16条

1. 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い従事者が提供するサービスを利用することができるものとします。
2. 利用者が死亡した場合。
3. 要介護認定により利用者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合。
4. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
5. 事業所の滅失等により、サービスの提供が不可能になった場合。
6. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
7. 第17条から第19条に基づき本契約が解約または解除された場合。
8. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（利用者からの中途解約）

第17条

1. 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
2. 利用者は、第9条第2項により本契約を解約する場合、本契約を解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第18条 利用者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護予防通所リハビリテーションを実施しない場合。
2. 事業者若しくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の心身・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つけられる恐れがある場合において、事業者がなんらかの対応をとらない場合。

（事業者からの契約解除）

第19条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。
2. 利用者による、第 7 条第 1 項から第 2 項に定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれを支払わない場合。
3. 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合。

（精算）

第20条 第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 7 章 その他

（苦情処理）

第21条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令に定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

利用者様	住所	
	氏名	⑩
	電話	

代理人様	住所	
	氏名	⑩
	電話	

事業所	住所	大阪府枚方市楠葉花園町4番1号
	法人名	学校法人 関西医科大学
	事業所名	関西医科大学くずは病院
	管理者名	院長 高山 康夫 ⑩
	電話	072-809-0007